

第29号議案

長崎市障害福祉センター条例の一部を改正する条例

目次

- 1 条例の概要……………P 1～3
- 2 消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて…P 4
- 3 新旧対照表……………P 5～8

福 祉 部

平成31年2月



1 条例の概要

(1) 改正理由

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により消費税法の一部が改正されたことに伴い、消費税の引上げ分を転嫁するため長崎市障害福祉センターの使用料等を改正しようとするもの。

(2) 改正内容

手 数 料	現 行		改 正 案		平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額
診 断 書 料 (1通につき)	3,085 円以上		3,142 円以上		413 件	34,900 円
	7,200 円以下		7,333 円以下			
証 明 書 料 (1通につき)	1,028 円以上		1,047 円以上		458 件	10,032 円
	2,057 円以下		2,095 円以下			

個人使用料 プ ー ル	現 行		改 正 案		平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額
	基本 料金 3 時間 につき	超過 料金 1 時間 につき	基本 料金 3 時間 につき	超過 料金 1 時間 につき		
大 人	300 円	100 円	310 円	100 円	1,643 件	16,430 円
高等学校の生徒 又は 18 歳未満の 勤 労 青 少 年	200 円	70 円	200 円	70 円	一件	一円
小学校の児童、 中学校の生徒 又 は 幼 児	100 円	40 円	100 円	40 円	一件	一円

※ 基本料金は3時間の料金。超過料金は3時間を超えて1時間につきの料金。

個人使用料 体育室及び 軽スポーツ室	現 行		改 正 案	
	基本 料金 3時間 につき	超過 料金 1時間 につき	基本 料金 3時間 につき	超過 料金 1時間 につき
大 人	308 円	102 円	314 円	104 円
高等学校の生徒 又は18歳未満の 勤 労 青 少 年	205 円	72 円	209 円	73 円
小学校の児童、 中学校の生徒 又 は 幼 児	102 円	41 円	104 円	41 円

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額
0 件	0 円
0 件	0 円
0 件	0 円

※ 基本料金は3時間の料金。超過料金は3時間を超えて1時間につきの料金。

専用使用料 (時間帯別) プ ー ル	現 行	改 正 案
平 日	8,948 円 ~23,358 円	9,114 円 ~23,791 円
土曜日、日曜日 又 は 休 日	11,653 円 ~35,064 円	11,869 円 ~35,713 円

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額
0 件	0 円
0 件	0 円

専用使用料 (時間帯別) 体 育 室	現 行	改 正 案
平 日	1,800 円 ~8,475 円	1,833 円 ~8,632 円
土曜日、日曜日 又 は 休 日	2,797 円 ~11,273 円	2,849 円 ~11,481 円

平成30年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額
2 件	38 円

専用使用料 (時間帯別) 軽スポーツ室	現 行	改 正 案
平 日	740 円 ~3,065 円	754 円 ~3,121 円
土曜日、日曜日 又 は 休 日	894 円 ~3,651 円	911 円 ~3,719 円

平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額
4 件	81 円

専用使用料 (1時間につき)	現 行	改 正 案
会 議 室	205 円	209 円
和室研修室	205 円	209 円
研 修 室	308 円	314 円
調理訓練室	205 円	209 円
展示ホール	473 円	481 円

平成 30 年度 件数(見込み)	転嫁による 影響見込額
9 件	115 円
8 件	77 円
2 件	62 円
5 件	114 円
0 件	0 円

(3) 施行日

平成 31 年 10 月 1 日

2 消費税率の引き上げに伴う使用料及び手数料の見直しについて

急速な少子高齢化や社会経済状況が大きく変化する中、社会保障費が年々増加し、国及び地方の予算の大きな部分を占めるようになってきており、一方でそれを支える現役世代が減っていくことが懸念されている。このような状況の中、社会保障の持続性と安心の確保及び財政の健全化は重要な課題となっており、その財源確保の方策として、消費税率が平成 31 年 10 月 1 日に 8% から 10% へ引き上げられることとなった。

長崎市においては、消費税率の引上げに伴う円滑かつ適正な転嫁を実施するため、次により使用料及び手数料の見直しを行おうとするもの。

(1) 消費税転嫁対象

非課税、不課税を除く公共施設等の使用料及び各種手数料が対象。

~~75~~74 条例が改正対象。

(2) 消費税転嫁の方針

ア 外税については、100 分の 108 を 100 分の 110 とし、消費税引き上げ分を転嫁する。

イ 内税については、消費税 5% の時点の単価に 105 分の 110 を乗じた額とし、円未満の端数については切り捨てる。ただし、施設入館料等及び機械機器により徴収する使用料については、10 円単位の転嫁とし、10 円未満の端数は切り捨てる。

※平成 26 年 4 月 1 日に 5% → 8% へ転嫁した際、端数を切り捨てていることから、より正しい転嫁を行うため、8% → 10% ではなく、5% → 10% の転嫁を行うこととする。

(3) 種別による転嫁単位の例

種別		転嫁単位	備考
手数料（診断書料、証明書料）		1 円単位	
個人 使用料	プール	10 円単位	入場時の混雑を緩和するため
	体育室及び軽スポーツ室	1 円単位	
専用 使用料	プール	1 円単位	
	体育室及び軽スポーツ室	1 円単位	
	その他の室等（会議室ほか）	1 円単位	

3 新旧対照表

条例（現行）			条例（改正後）		
（手数料） 第12条 手数料は、次のとおりとする。 (1) 診断書料 1通につき <u>3,085円</u> 以上7,200円以下 (2) 証明書料 1通につき <u>1,028円</u> 以上2,057円以下 2 (略)			（手数料） 第12条 手数料は、次のとおりとする。 (1) 診断書料 1通につき <u>3,142円</u> 以上7,333円以下 (2) 証明書料 1通につき <u>1,047円</u> 以上2,095円以下 2 (略)		
別表（第18条関係） 1 個人使用料 (1) プール			別表（第18条関係） 1 個人使用料 (1) プール		
区分	基本料金 （3時間につき）	超過料金 （1時間につき）	区分	基本料金 （3時間につき）	超過料金 （1時間につき）
大人	円 300	円 100	大人	円 310	円 100
高等学校の生徒又は18歳未満の勤労青少年	200	70	高等学校の生徒又は18歳未満の勤労青少年	200	70
小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	100	40	小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	100	40

条例（現行）				条例（改正後）			
(2) 体育室及び軽スポーツ室				(2) 体育室及び軽スポーツ室			
区分	基本料金 (3時間に つき)	超過料金 (1時間に つき)		区分	基本料金 (3時間に つき)	超過料金 (1時間に つき)	
大人	円 308	円 102		大人	円 314	円 104	
高等学校の生徒又は18歳未満の勤労青少年	205	72		高等学校の生徒又は18歳未満の勤労青少年	209	73	
小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	102	41		小学校の児童、中学校の生徒又は幼児	104	41	
備考（略）				備考（略）			
2 専用使用料				2 専用使用料			
(1) プール				(1) プール			
使用時間 区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 5時まで	使用時間 区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 5時まで	午前9時 から午後 5時まで
平日	円 8,948	円 14,400	円 23,358	平日	円 9,114	円 14,666	円 23,791
土曜日、日曜日又は休日	11,653	23,358	35,064	土曜日、日曜日又は休日	11,869	23,791	35,713

条例（現行）							条例（改正後）								
(2) 体育室及び軽スポーツ室							(2) 体育室及び軽スポーツ室								
区分	使用時間	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
体育室	平日	1,800	2,797	3,805	4,659	6,665	8,475	円	円	円	円	円	円	円	円
	土曜日、日曜日又は休日	2,797	3,754	4,659	6,562	8,413	11,273	2,849	3,823	4,745	6,683	8,569	11,481		
軽スポーツ室	平日	740	997	1,265	1,738	2,273	3,065	754	1,016	1,288	1,770	2,315	3,121		
	土曜日、日曜日又は休日	894	1,213	1,532	2,118	2,746	3,651	911	1,236	1,560	2,158	2,797	3,719		
(3) その他の室等							(3) その他の室等								
区分		使用料 (1時間につき)					区分		使用料 (1時間につき)						
会議室		円 205					会議室		円 209						
和室研修室		205					和室研修室		209						
研修室		308					研修室		314						
調理訓練室		205					調理訓練室		209						
展示ホール		473					展示ホール		481						
備考 (略)							備考 (略)								

条例（現行）	条例（改正後）
	<p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。</p> <p>（経過措置）</p> <p>2 改正後の長崎市障害福祉センター条例（次項において「改正後の条例」という。）第12条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に申請があったものについて適用し、施行日前に申請があったものについては、なお従前の例による。</p> <p>3 改正後の条例別表の規定は、施行日以後に使用の許可を受ける者の使用料について適用し、施行日前に使用の許可を受けた者の使用料については、なお従前の例による。</p>